

(別紙)

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 10 日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
医政局看護課

専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練について（周知依頼）

平素より看護教育行政の推進につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成課程について、厚生労働大臣が定める一定の要件を満たす場合、養成所からの申請により、専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 101 条の 2 の 7 第 2 号に規定する専門実践教育訓練）としての厚生労働大臣の指定を受けることができます。

このことにつき、別添のとおり広報資料を作成しておりますので、貴管内の看護師等養成所への周知に関してご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(担当)

若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係

TEL 03-5253-1111（内線 5390、5398）